

第 82 回

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2019年6月25日（火曜日）
午前10時（開場時間：午前9時30分）

開催場所 横浜市中区日本大通11番地
横浜情報文化センター 6階 情文ホール

目 次

- ・ 第82回定時株主総会招集ご通知…………… 1
（添付書類）
- ・ 事業報告…………… 3
- ・ 計算書類…………… 17
- ・ 監査報告…………… 27
- ・ 株主総会参考書類…………… 29
（ご参考）
- ・ 会社の概要・株主メモ…………… 33

証券コード 9674
2019年6月7日

株 主 各 位

横浜市中区桜木町三丁目7番2号
花月園観光株式会社
代表取締役社長 松尾嘉之輔

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後5時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市中区日本大通11番地
横浜情報文化センター 6階 情文ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第82期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議案につき賛否の表示のない議決権行使書用紙をご返送いただいた場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 議決権行使書により複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.kagetsuenkanko.co.jp>）に掲載させていただきます。

◎本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事 業 報 告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境や企業収益の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移したものの、通商問題による海外経済の不確実性の高まりなどにより、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社が事業の主体をおく競輪業界におきましては、総車券売上高は前年を上回ったものの、インターネット投票の売上比率の増加やミッドナイト競輪開催場増加による発売可能場数の減少などから、専用場外車券売場の売上高は減少傾向にあり、当社の経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

当社においては、主力事業所であるサテライト横浜において、2018年4月から運營業務受託料率を引き上げるとともに、同年10月から運営体制の見直しを行い、サテライト横浜及びオートレース横浜の投票関連業務を自営化することにより、大幅な経費削減を果しました。

このような状況のもと、当社は車券発売日数の増加や、顧客サービスの向上に努め増収を図るとともに、一方では、各サテライトの更なる効率的な管理・運営に努め、また、役員報酬カットの継続等による諸経費の削減を行い、利益増加に努めました。

以上の結果、当事業年度の売上高は、猛暑や台風の影響により第2四半期の売上高が減少し、8億3百万円（前期比4.9%減）、営業利益は2千4百万円（前期比1.0%減）、経常利益1千1百万円（前期比15.0%減）、当期純損失は、減損損失の計上等により1億9千5百万円（前期は当期純利益1千2百万円）となりました。

当期末の配当につきましては、財務状況等を勘案し、株主の皆様には誠に申し訳なく深くお詫びを申しあげますが、見送りとさせていただきますようお願い申し上げます。

事業の概況は次のとおりであります。

各サテライトにおきましては、車券発売日数を増加させ増収に努めたものの猛暑の影響等により苦戦し、サテライト石鳥谷の売上高は前期同額の4千6百万円、サテライトかしまの売上高は、震災復興作業員の減少等により6千7百万円（前期比6.7%減）、サテライト大和の売上高は、オートレース大和分を含め1千万円（前期比7.4%減）、オートレース横浜分を含めたサテライト横浜の売上高は、猛暑や台風の影響もあり6億7千7百万円（前期比4.6%減）となりました。

営業部の売上高は、アドバイザー業務従事日数の減少により減収となり、2百万円となりました。

## ② 設備投資の状況

### イ. 当事業年度中における設備投資

当事業年度における設備投資の総額は、1億6百万円であります。

その主なものは、サテライト横浜及びオートレース横浜の投票関連業務自営化に伴う、投票機器一式（リース資産9千7百万円）であります。

### ロ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、減失

該当事項はありません。

## ③ 資金調達の状況

当事業年度中に、事業運転資金として、金融機関より、長期借入金として1億円の調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                           | 第 79 期<br>2015年度 | 第 80 期<br>2016年度 | 第 81 期<br>2017年度 | 第82期(当期)<br>2018年度 |
|-------------------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 売 上 高                         | 629,091千円        | 891,280千円        | 844,645千円        | 803,142千円          |
| 経 常 利 益                       | 41,024千円         | 52,066千円         | 13,677千円         | 11,630千円           |
| 当 期 純 利 益<br>又は当期純損失(△)       | △44,959千円        | △302,524千円       | 12,366千円         | △195,160千円         |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純損失(△) | △25.58円          | △172.12円         | 7.04円            | △111.06円           |
| 総 資 産                         | 1,617,314千円      | 1,178,608千円      | 1,135,733千円      | 1,003,549千円        |
| 純 資 産                         | 911,059千円        | 610,042千円        | 621,710千円        | 421,727千円          |
| 1株当たり純資産                      | 518.34円          | 347.09円          | 353.79円          | 240.00円            |

(注) 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第79期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失並びに1株当たり純資産を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

今後の当社を取り巻く経営環境は、ファンの高齢化や発売チャネル多様化の影響からも、依然として厳しい状況が続くものと思われま

す。このような状況のもと、当社は既存の各施設の複合型場外化を推し進め、会員制場外における会員数の増加と更なる運営の効率化に取り組むとともに、競輪事業で培ったノウハウを活かし、また、関係各団体との連携を更に密にし、他公営競技を含む場外発売施設における、新たな運営受託・アドバイザー業務の獲得に努め増収を図ってまいります。

また当社は、有効な人員配置とサテライトかしま自社地の活用方法を引き続き検討するとともに、費用対効果を踏まえた上での経費削減と業務改善に努めてまいります。

既に当社は、業務改善の一環として、主力事業所であるサテライト横浜内に、同ビル内設置のオートレース横浜及びインターネットコーナーを2019年4月3日付をもって移設し、移設後のスペースに本社が移転することを決定いたしております。

今後とも当社は、収益力の向上と経営基盤の安定化に努め、一日も早い復配と時価総額に係る上場廃止猶予期間の解除に向け、全社一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒より一層のご指導とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社の主要な事業は、サテライト（競輪専用場外車券売場）の賃貸及び各種公営競技投票券発売所の運営受託であります。

(6) 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

| 名 称             | 所 在 地         |
|-----------------|---------------|
| 本 社             | 神 奈 川 県 横 浜 市 |
| サ テ ラ イ ト 石 鳥 谷 | 岩 手 県 花 巻 市   |
| サ テ ラ イ ト か し ま | 福 島 県 南 相 馬 市 |
| サ テ ラ イ ト 横 浜   | 神 奈 川 県 横 浜 市 |

(注) サテライト横浜内に、オートレース場外車券売場「オートレース横浜」を併設しております。

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

| 使 用 人 数   | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-----------|-----------|---------|-------------|
| 20 (20) 名 | 1名増 (3名増) | 55.8歳   | 21.0年       |

(注) 使用人数は就業人員であり、パートタイマーは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

| 借 入 先             | 借 入 額     |
|-------------------|-----------|
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行   | 304,982千円 |
| 株 式 会 社 神 奈 川 銀 行 | 46,950千円  |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 1,766,600株（自己株式9,425株を含む）  
(3) 株主数 1,352名  
(4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                        | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------------------|-------|---------|
| 株 式 会 社 東 京 ド ー ム                                            | 419千株 | 23.9%   |
| 株 式 会 社 松 尾 工 務 店                                            | 354   | 20.2    |
| 神 奈 川 県                                                      | 129   | 7.4     |
| 横 浜 市                                                        | 96    | 5.5     |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株式会社（三井住友信託銀行再信託分・<br>京浜急行電鉄株式会社退職給付信託口） | 81    | 4.6     |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行                                              | 62    | 3.6     |
| 横 須 賀 市                                                      | 55    | 3.2     |
| 村 山 信 也                                                      | 25    | 1.5     |
| 平 山 信 幸                                                      | 16    | 1.0     |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                                              | 12    | 0.7     |

（注） 持株比率は自己株式（9,425株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。



## 4. 会社役員 の 状 況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                      |
|-----------|---------|-----------------------------------|
| 代表取締役社長   | 松 尾 嘉之輔 | 総務部担当<br>株式会社シティーリゾート代表取締役社長      |
| 代表取締役副社長  | 倉 橋 茂   | 経理部・営業部担当                         |
| 取 締 役     | 小 倉 俊 幸 | 京浜急行電鉄株式会社取締役副社長                  |
| 取 締 役     | 松 尾 文 明 | 株式会社松尾工務店代表取締役社長<br>和興通商株式会社代表取締役 |
| 取 締 役     | 堤 道 雄   | 総務部長                              |
| 常 勤 監 査 役 | 下 島 正 志 |                                   |
| 監 査 役     | 本 田 顯 治 |                                   |
| 監 査 役     | 工 藤 昌 俊 | 株式会社松尾工務店常務取締役                    |

- (注) 1. 取締役小倉俊幸、松尾文明の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役本田顯治、工藤昌俊の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役小倉俊幸氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員   | 報 酬 等 の 額           |
|--------------------|-----------|---------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(2) | 29,490千円<br>(3,600) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)  | 9,120<br>(3,600)    |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8<br>(4)  | 38,610<br>(7,200)   |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額130百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額14百万円以内と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役小倉俊幸氏は、京浜急行電鉄株式会社の取締役副社長であります。なお、当社の大株主（第5位）である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が所有する株式（三井住友信託銀行再信託分・京浜急行電鉄株式会社退職給付信託口）については、京浜急行電鉄株式会社が議決権を留保しております。
  - ・取締役松尾文明氏は、株式会社松尾工務店の代表取締役社長及び和興通商株式会社の代表取締役であります。株式会社松尾工務店は当社の大株主（第2位）であり、また、当社と同社との間には建築工事等の取引関係がありますが、和興通商株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役工藤昌俊氏は、株式会社松尾工務店の常務取締役であります。株式会社松尾工務店は当社の大株主（第2位）であり、また、当社と同社との間には建築工事等の取引関係があります。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役小倉俊幸氏は、当事業年度に開催された取締役会の100%に出席し、企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
  - ・取締役松尾文明氏は、当事業年度に開催された取締役会の83%に出席し、企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
  - ・監査役本田顯治氏は、当事業年度に開催された取締役会の83%、監査役会の100%に出席し、豊富な経験と高い見識に基づき、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
  - ・監査役工藤昌俊氏は、当事業年度に開催された取締役会の100%、監査役会の100%に出席し、企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

### (2) 報酬等の額

|                                | 支 払 額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 10,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 10,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は  
以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の法令、定款及び社内規程遵守のため、コンプライアンス教育の充実を図り、コンプライアンス体制の確立と維持・向上に努めることとする。

取締役会は、経営に関する重要事項を決定するとともに、他の取締役の職務執行について、相互に監視・監督することとする。

複数の社外取締役を継続して選任することにより、常勤取締役の職務執行状況の監視・監督機能の維持・向上を図るものとする。

監査役会を構成する監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め監査基準及び監査計画に基づき取締役の職務執行を監査することとする。

使用人が、法令違反の疑義ある行為等を発見したときは、内部者通報制度運用規程に基づき、直接社内に設置した窓口に通報・相談し、通報者には不利益が生じない体制を整備することとする。

反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むとともに、関係機関と緊密な連携を取り合い、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備することとする。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は文書に記録し、法令等に基づき、総務部において保存及び管理することとする。

必要に応じ、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な体制を整備することとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する総括責任者を代表取締役社長とし、各部門長とともに、リスク管理規程に基づき各部門に関するリスクを体系的に管理することとする。

各部門においては、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握・分析・評価した上で、関連規程等に基づきリスク管理体制の整備を図ることとする。

当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生した場合には、代表取締役社長を委員長とするリスク対策委員会を設置し、発生したリスクによる損失を最小限に止めるとともに、再発防止に努め、企業価値を保全する体制を整備することとする。

グループ各社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生した場合には、グループ各社の取締役及び監査役は速やかに当社へ報告するものとし、当社はリスク管理規程に基づき、発生したリスクによる損失を最小限に止めるとともに、再発防止に努め、企業価値を保全する体制を整備することとする。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営と職務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から、取締役会は経営戦略の創出及び職務執行の監督という本来の機能に特化し、常勤取締役は、自己の職務を執行することとする。

取締役会の職務執行の効率性を高めるため、常勤取締役及び各部門長で構成する常勤役員会を毎月1回以上開催し、また、同構成による役員会を随時開催することとし、経営の全般的執行方針その他経営に関する重要事項について協議することとする。

各部門においては、組織及び業務分掌規程並びに事務決裁規程に基づき、効率的な職務の執行を行うこととする。

#### ⑤ 当社及びグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

必要に応じて、当社取締役及び監査役並びに使用人を、グループ各社へ取締役及び監査役として派遣し、取締役はグループ各社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役はグループ各社の職務執行状況を監査することとする。

グループ各社の責任者は、毎月1回常勤役員会において各社の現状を報告するとともに、課題等について協議し、また、当社の社長が取締役会において、現状及びその協議の結果等を報告することとする。

グループ各社の要請に基づき、総務部・経理部等の関係部門はその専門的職務につき支援を行い、指導・育成することにより、その業務の適正を確保するための体制を確保するものとする。

- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役は、その職務を補助すべき使用人を必要とした場合は、監査役会事務局等の所属社員に対し、監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。

監査役より監査業務に必要な指示を受けた社員は、その指示に関して、取締役及び所属部署責任者等の指揮命令は受けないものとする。

監査役より監査業務に必要な指示を受けた社員は、監査役の職務の補助を優先し、兼務する部署の責任者等は必要な支援を行うこととする。

- ⑦ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役及び使用人は監査役に対し、法定の事項に加え、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等について、速やかに報告するものとする。また、前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができることとする。

グループ各社の取締役及び監査役並びに使用人は、当社の監査役に対し、グループ各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等について、速やかに報告するものとする。また、前記にかかわらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、グループ各社の取締役及び監査役並びに使用人に対し報告を求めることができることとする。

- ⑧ **監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査役へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないことを周知徹底することとする。

⑨ **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

⑩ **その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、取締役及び使用人の重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会・常勤役員会の他重要な諸会議に出席し、また、業務執行に関する重要な文書等を閲覧するとともに、必要に応じてその説明を求めることができることとする。

監査役は、会計監査人から監査内容についての説明を受けるとともに、意見及び情報交換に努め、会計監査人と連携して監査の実効性を確保するものとする。

⑪ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① **取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ・当該方針に記載の項目については、既に基本的な制度や仕組みを整備済みであり、引き続き適切な運用を行っております。
- ・2名の社外取締役が、常勤取締役の職務執行状況を監視・監督し、取締役会において活発に意見を述べております。

- ・内部者通報制度運用規程に基づく通報窓口については、社内に周知しておりますが、当事業年度において通報はありませんでした。
- ・神奈川県企業防衛対策協議会に加盟し、また、関係機関とも常に連携を取り合い、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っております。

## ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会規程、常勤役員会規程、業務分掌規程、事務決裁規程等に基づき、適切な保存及び管理を行っております。
- ・監査役、会計監査人等からの求めに応じ、担当部署は当該請求のあった文書を閲覧に供し又は謄本を提供しております。

## ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・関連リスクを的確に把握するとともに、リスク発生につながる事項については社内で情報を共有し、リスク回避に努めております。
- ・グループ会社においてリスクが発生した場合には、グループ会社の取締役を兼務する当社取締役が速やかに報告する体制を整えております。
- ・当事業年度において、リスク管理規程に基づくリスク対策委員会を設置する案件は発生しておりません。

## ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。
- ・取締役会規程等に基づき、当事業年度においては取締役会6回、常勤役員会19回を開催いたしました。
- ・執行役員制度を導入することにより、経営と職務執行の分離及び責任と権限の明確化を図り、効率的な職務執行を行っております。

## ⑤ 当社及びグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社の取締役がグループ会社の取締役を兼務し、グループ会社の取締役の職務執行を監視・監督しております。
- ・グループ会社の現状については、毎月担当執行役員が常勤役員会において報告し、また、社長が取締役会において報告するとともに、課題等について協議しております。
- ・関係部門が、常にグループ会社に対する指導・育成を行っております。



- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役会事務局である総務部の社員が、監査役の要請に対し速やかに、また、優先的に対応する体制を整えております。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 監査役が、取締役会や社内の重要会議に出席し報告を受けるとともに、重要書類を全て開示しております。
- ⑧ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 内部者通報制度運用規程の通報者保護規定を適用し、いかなる不利益な取扱いも行ってはならないことを周知しております。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 必要に応じて費用の前払いを行うなど、監査役からの請求に対し、速やかに処理する体制を整えております。
- ⑩ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は取締役会に、常勤監査役は常勤役員会他全ての重要な諸会議に出席し、また、決裁書類等の閲覧を行っております。
  - ・ 監査役は、四半期毎に会計監査人から監査内容についての説明を受けるとともに、定期的な意見交換を行っております。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価については、毎期の決算時に行っており、最終評価結果を取締役会において報告し、財務報告に係る適正性を確保しております。

## 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目         | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-------------|------------------|----------------|------------------|
| (資産の部)      |                  | (負債の部)         |                  |
| <b>流動資産</b> | <b>217,196</b>   | <b>流動負債</b>    | <b>231,626</b>   |
| 現金及び預金      | 129,332          | 短期借入金          | 45,000           |
| 売掛金         | 73,608           | 1年内返済予定の長期借入金  | 79,310           |
| その他         | 14,255           | 1年内返済予定のリース債務  | 53,295           |
| <b>固定資産</b> | <b>786,353</b>   | 未払金            | 31,411           |
| (有形固定資産)    | <b>551,014</b>   | 未払法人税等         | 6,712            |
| 建物          | 89,274           | 未払消費税等         | 1,605            |
| 構築物         | 0                | 預り金            | 1,980            |
| 土地          | 337,714          | 本社移転費用引当金      | 11,605           |
| リース資産       | 122,167          | その他            | 703              |
| その他         | 1,857            | <b>固定負債</b>    | <b>350,196</b>   |
| (無形固定資産)    | <b>3,100</b>     | 長期借入金          | 227,622          |
| その他         | 3,100            | リース債務          | 106,678          |
| (投資その他の資産)  | <b>232,238</b>   | 退職給付引当金        | 14,640           |
| 投資有価証券      | 42,391           | 資産除去債務         | 1,256            |
| 関係会社株式      | 4,364            | <b>負債合計</b>    | <b>581,822</b>   |
| 長期貸付金       | 82,500           | (純資産の部)        |                  |
| 差入保証金       | 132,337          | 株主資本           | 411,784          |
| 繰延税金資産      | 10,961           | 資本金            | 883,300          |
| その他         | 494              | 資本剰余金          | 399,649          |
| 貸倒引当金       | △40,810          | 資本準備金          | 399,649          |
| <b>資産合計</b> | <b>1,003,549</b> | 利益剰余金          | △859,987         |
|             |                  | 利益準備金          | 220,825          |
|             |                  | その他利益剰余金       | △1,080,812       |
|             |                  | 繰越利益剰余金        | △1,080,812       |
|             |                  | <b>自己株式</b>    | <b>△11,177</b>   |
|             |                  | 評価・換算差額等       | 9,942            |
|             |                  | その他有価証券評価差額金   | 9,942            |
|             |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>421,727</b>   |
|             |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>1,003,549</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日)  
(至 2019年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目           | 金       | 額        |
|---------------|---------|----------|
| 売 上 高         |         | 803,142  |
| 売 上 原 価       |         | 442,053  |
| 売 上 総 利 益     |         | 361,088  |
| 販売費及び一般管理費    |         | 336,828  |
| 営 業 利 益       |         | 24,259   |
| 営 業 外 収 益     |         |          |
| 受取利息及び受取配当金   | 2,480   |          |
| 貸倒引当金戻入額      | 820     |          |
| そ の 他         | 745     | 4,046    |
| 営 業 外 費 用     |         |          |
| 支 払 利 息       | 16,675  | 16,675   |
| 経 常 利 益       |         | 11,630   |
| 特 別 損 失       |         |          |
| 減 損 損 失       | 190,156 |          |
| 本 社 移 転 費 用   | 11,605  | 201,762  |
| 税引前当期純損失      |         | △190,131 |
| 法人税、住民税及び事業税  | 4,298   |          |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 731     | 5,029    |
| 当 期 純 損 失     |         | △195,160 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)  
(至 2019年3月31日)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |           |              |           |                |              |         |             |
|-----------------------------|---------|-----------|--------------|-----------|----------------|--------------|---------|-------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金 |                |              | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 合 |
|                             |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | そ の 他<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |             |
| 当 期 首 残 高                   | 883,300 | 399,649   | 399,649      | 220,825   | △885,651       | △664,826     | △11,107 | 607,015     |
| 当 期 変 動 額                   |         |           |              |           |                |              |         |             |
| 当 期 純 損 失                   |         |           |              |           | △195,160       | △195,160     |         | △195,160    |
| 自己株式の取得                     |         |           |              |           |                |              | △70     | △70         |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額) |         |           |              |           |                |              |         |             |
| 当期変動額合計                     | —       | —         | —            | —         | △195,160       | △195,160     | △70     | △195,230    |
| 当 期 末 残 高                   | 883,300 | 399,649   | 399,649      | 220,825   | △1,080,812     | △859,987     | △11,177 | 411,784     |

|                             | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計    |
|-----------------------------|------------------|----------------|----------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |          |
| 当 期 首 残 高                   | 14,694           | 14,694         | 621,710  |
| 当 期 変 動 額                   |                  |                |          |
| 当 期 純 損 失                   |                  |                | △195,160 |
| 自己株式の取得                     |                  |                | △70      |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額) | △4,752           | △4,752         | △4,752   |
| 当期変動額合計                     | △4,752           | △4,752         | △199,983 |
| 当 期 末 残 高                   | 9,942            | 9,942          | 421,727  |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式……………移動平均法による原価法

##### その他有価証券

時価のあるもの……………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く) なお、1998年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)  
並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築  
物については、定額法によっております。

##### ② 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内におけ  
る利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 (所有権移転外ファイナンス・リース取引)

#### (3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について  
は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権について  
は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上して  
おります。

② 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退  
職給付債務の額に基づき計上しております。

③ 本社移転費用引当金…本社の移転に伴い発生が見込まれる費用に備えるため、移  
転費用等の当事業年度末における合理的な見積額を計上し  
ております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。

##### ② 重要なヘッジ会計の方法

###### i) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

###### ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金

###### iii) ヘッジ方針

金利変動リスクの回避を目的として対象債務の範囲内でヘッジを行っており  
ます。

###### iv) ヘッジ有効性評価の方法

当社が行っているデリバティブ取引は、金利変動リスクの回避を目的とした  
金利スワップのみであり、全て特例処理によっております。このため有効性  
の事後評価については省略しております。

##### ③ 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更

### 貸借対照表関係

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

|        |           |
|--------|-----------|
| 建物     | 40,950千円  |
| 土地     | 337,714千円 |
| 投資有価証券 | 36,290千円  |
| 計      | 414,955千円 |

#### ② 担保に係る債務

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 77,360千円  |
| 長期借入金         | 227,622千円 |
| 計             | 304,982千円 |

### (2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 1,141,049千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

### (3) 関係会社に対する金銭債権

長期金銭債権 82,500千円

## 4. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高 1,270千円

### (2) 減損損失

| 場 所       | 用 途   | 種 類 | 減損損失（千円） |
|-----------|-------|-----|----------|
| 神奈川県横浜市中区 | 事業用資産 | のれん | 190,156  |

当社の事業用資産については管理会計上の収益管理単位を基礎として施設単位のグルーピングを行っております。

当事業年度において、神奈川県横浜市中区の事業用資産に収益性の低下が認められるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（190,156千円）として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを8%で割り引いて算定しております。

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度の増加株式数 | 当事業年度の減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|---------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 普通株式（株） | 1,766,600   | —           | —           | 1,766,600  |

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度の増加株式数 | 当事業年度の減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|---------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 普通株式（株） | 9,298       | 127         | —           | 9,425      |

#### (変動事由の概要)

1. 普通株式の自己株式の株式数の増加127株は、単元未満株式の買取りによる増加によるものであります。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして必要な資金及び運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業に対し長期貸付を行っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部の長期借入金についてはデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### i) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権及び長期貸付金については、各事業部門・経理部において取引先の状況を随時確認し、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ii) 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状態を継続的に見直しております。

借入金のうち、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、一部の長期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図る目的で、金利スワップ取引を実施しております。

##### iii) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2．参照）。

（単位：千円）

|                | 貸借対照表計上額 | 時 価     | 差 額    |
|----------------|----------|---------|--------|
| ① 現金及び預金       | 129,332  | 129,332 | —      |
| ② 売掛金          | 73,608   | 73,608  | —      |
| ③ 投資有価証券       | 29,176   | 29,176  | —      |
| ④ 長期貸付金        | 82,500   |         |        |
| 貸倒引当金（＊）       | △40,810  |         |        |
|                | 41,690   | 41,690  | —      |
| 資 産 計          | 273,807  | 273,807 | —      |
| ① 短期借入金        | 45,000   | 45,000  | —      |
| ② 未払金          | 31,411   | 31,411  | —      |
| ③ 預り金          | 1,980    | 1,980   | —      |
| ④ 長期借入金（1年内含む） | 306,932  | 304,689 | △2,243 |
| ⑤ リース債務（1年内含む） | 159,973  | 159,711 | △261   |
| 負 債 計          | 545,298  | 542,793 | △2,505 |
| デリバティブ取引       | —        | —       | —      |

（＊）個別に計上している引当金を控除しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

④ 長期貸付金

長期貸付金の時価については、当該帳簿価額によっております。なお、長期貸付金は関係会社に対するものであり、貸倒懸念債権については、先方の財務内容・事業の回収見込額を勘案し、個別に引当金を計上しております。



## 負債

### ① 短期借入金、② 未払金、③ 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### ④ 長期借入金

長期借入金につきましては、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

### ⑤ リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

### デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金に含めて記載しております。

### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区 分       | 貸借対照表計上額 |
|-----------|----------|
| 非 上 場 株 式 | 13,215   |
| 差 入 保 証 金 | 132,337  |

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「③投資有価証券」には含めておりません。

差入保証金は、建物賃貸借契約に係る敷金であり償還日が確定していないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、神奈川県横浜市、岩手県花巻市及び福島県南相馬市において、賃貸用の競輪の専用場外車券売場(土地を含む)を有しております。2019年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は222,014千円(賃貸料収入は売上高に、主な賃貸費用は売上原価、一般管理費に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

| 貸借対照表計上額  |          |          | 当事業年度末時価 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 当事業年度期首残高 | 当事業年度増減額 | 当事業年度末残高 |          |
| 470,657   | 80,000   | 550,657  | 478,952  |

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当事業年度の主な増加額はサテライト横浜の固定資産の取得であります。
3. 当事業年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 繰延税金資産                |              |
| 税務上の繰越欠損金             | 982,286千円    |
| 退職給付引当金               | 4,437千円      |
| 減損損失                  | 94,595千円     |
| 貸倒引当金                 | 12,369千円     |
| その他                   | 8,834千円      |
| 繰延税金資産小計              | 1,102,523千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △981,890千円   |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △105,348千円   |
| 評価性引当額小計              | △1,087,238千円 |
| 繰延税金資産合計              | 15,285千円     |
| 繰延税金負債                |              |
| その他有価証券評価差額金          | △4,324千円     |
| 繰延税金負債合計              | △4,324千円     |
| 繰延税金資産の純額             |              |
|                       | 10,961千円     |

9. 持分法損益等に関する注記

(単位：千円)

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 関連会社に対する投資の金額      | —   |
| 持分法を適用した場合の投資の金額   | —   |
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 832 |

(注) 関連会社の長期貸付金に対する貸倒引当金40,810千円を計上しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記  
 関連会社等

(単位：千円)

| 属性   | 会社等の<br>名称    | 議決権等の<br>所有(被所有) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額   | 科目    | 期末残高   |
|------|---------------|------------------|---------------|-------|--------|-------|--------|
| 関連会社 | ㈱シティー<br>リゾート | 所有<br>直接 25.0%   | 資金援助<br>役員の兼任 | 債務被保証 | 24,009 | —     | —      |
|      |               |                  |               | 資金の返済 | 2,500  | 長期貸付金 | 82,500 |
|      |               |                  |               | 利息の受取 | 1,270  | —     | —      |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利等を勘案して合理的に決定しており、担保は受け入れておりません。

2. ㈱シティーリゾートへの貸付金に対し、40,810千円の貸倒引当金を計上しております。

なお、当事業年度において、貸倒引当金戻入額820千円を営業外収益に計上しております。

3. 当社は、㈱シティーリゾートにリースを行っている機器に係わる債務に対して、㈱シティーリゾートより債務保証を受けております。

4. 取引金額には消費税等を含めておりません。

11. 1株当たり情報に関する注記

|            |          |
|------------|----------|
| 1株当たり純資産額  | 240円00銭  |
| 1株当たり当期純損失 | △111円06銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

花月園観光株式会社  
取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所

指 定 社 員 公認会計士 森岡健二 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 千保有之 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、花月園観光株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人日本橋事務所から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月15日

花月園観光株式会社 監査役会

常勤監査役 下島正志 ㊞  
社外監査役 本田顕治 ㊞  
社外監査役 工藤昌俊 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                   | 氏 名<br>(生年月日)                                | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1                                                                                                                                                            | まつおしのすけ<br>松 尾 嘉之輔<br>(1955年2月12日生)<br>【再 任】 | 1990年2月 当社入社<br>1992年10月 当社総務企画部参事<br>兼経理部長<br>1993年6月 当社取締役総務企画担当<br>兼経理部長<br>1994年6月 当社専務取締役<br>1995年6月 当社代表取締役社長<br>2018年2月 当社代表取締役社長<br>総務部担当（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社シティーリゾート代表取締役社長                                                | 6,512株         |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>松尾嘉之輔氏は、総務部を担当し、また、1995年6月より代表取締役社長として経営を担い、様々な課題の解決に取り組んでまいりました。今後も、この豊富な経験と幅広い見識が当社の経営に必要であると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>     |                                              |                                                                                                                                                                                                                                           |                |
| 2                                                                                                                                                            | くら はし しげる<br>倉 橋 茂<br>(1951年7月7日生)<br>【再 任】  | 1974年4月 株式会社後楽園スタジアム<br>（現株式会社東京ドーム）入社<br>2002年4月 同社飲食&物販部部長<br>2003年8月 同社東京ドームシティ新規事業<br>推進プロジェクトチームサブリー<br>ーダー<br>2005年4月 同社マーケティング企画部長<br>2006年4月 当社顧問<br>2006年6月 当社専務取締役<br>2007年6月 当社代表取締役副社長<br>2018年2月 当社代表取締役副社長<br>経理部・営業部担当（現任） | 600株           |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>倉橋茂氏は、経理部及び営業部を担当し、また、2007年6月より代表取締役副社長として経営を担い、様々な課題の解決に取り組んでまいりました。今後も、この豊富な経験と幅広い見識が当社の経営に必要であると考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                              |                                                                                                                                                                                                                                           |                |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                            | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | 小倉 俊幸<br><small>お ぐら とし ゆき</small><br>(1954年10月12日生)<br><b>【再任】</b><br><b>【社外取締役】</b><br><b>【独立役員】</b>                                                                                  | 1978年4月 京浜急行電鉄株式会社入社<br>2007年6月 同社取締役<br>2011年6月 同社常務取締役<br>2014年6月 同社専務取締役<br>2015年6月 同社生活事業創造本部長<br>兼品川開発推進室長(現任)<br>2016年6月 同社取締役副社長(現任)<br>2016年6月 同社総括(現任)<br>2017年6月 当社社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>京浜急行電鉄株式会社取締役副社長 | —              |
|       | <b>【社外取締役候補者とした理由】</b><br>小倉俊幸氏は、京浜急行電鉄株式会社において取締役副社長を現任され、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。また、2017年6月より当社社外取締役として、当社の経営に有益な助言や、業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていただいていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                          |                |
| 4     | 松尾 文明<br><small>まつ お ぶん ぶん</small><br>(1946年8月4日生)<br><b>【再任】</b><br><b>【社外取締役】</b>                                                                                                     | 1976年11月 株式会社松尾工務店入社<br>1989年12月 同社取締役<br>1995年4月 同社常務取締役<br>1999年4月 同社専務取締役<br>2001年4月 同社取締役副社長<br>2002年3月 同社代表取締役社長(現任)<br>2002年6月 当社社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社松尾工務店代表取締役社長<br>和興通商株式会社代表取締役                      | 1,687株         |
|       | <b>【社外取締役候補者とした理由】</b><br>松尾文明氏は、株式会社松尾工務店において代表取締役社長を現任され、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。また、2002年6月より当社社外取締役として、当社の経営に有益な助言や、業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていただいていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                          |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                          | 所有する<br>当社株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5                                                                                                                                                                    | つみみちお<br>堤道雄<br>(1957年9月20日生)<br>【再任】 | 1980年4月 当社入社<br>2003年1月 当社総務部長<br>2003年6月 当社執行役員総務部長<br>2011年4月 当社総務部長<br>2015年6月 当社執行役員総務部長<br>2016年6月 当社取締役総務部長(現任) | 100株           |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>堤道雄氏は、長年にわたり総務・人事業務を担当し、当該分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、2016年6月より取締役として専門的側面から適切な意思決定を行い、継続的な企業価値向上に貢献しておりますので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                       |                                                                                                                       |                |

- (注) 1. 取締役候補者松尾嘉之輔氏は、株式会社シティーリゾートの代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に資金貸付等の取引関係があります。
2. 取締役候補者松尾文明氏は、株式会社松尾工務店の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社との間に建築工事等の取引関係があります。
3. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 取締役候補者小倉俊幸、松尾文明の両氏は、社外取締役候補者であります。
5. 当社は、小倉俊幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
- ① 小倉俊幸氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
- ② 松尾文明氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって17年となります。
- (2) 社外取締役候補者との責任限定契約
- 当社は小倉俊幸、松尾文明の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、小倉俊幸、松尾文明の両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。



## 第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役工藤昌俊氏は辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                    | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 福間 晋<br>(1961年8月9日生)<br><b>【新任】</b><br><b>【社外監査役】</b>                                                                           | 1986年4月 株式会社松尾工務店入社<br>2002年7月 同社企画開発二部部长代理<br>2006年8月 同社東京支店支店長<br>2012年4月 同社東京支店取締役支店長<br>2014年4月 同社常務取締役東京支店長<br>2016年4月 同社専務取締役営業統括本部長兼<br>東京営業本部長 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社松尾工務店専務取締役営業統括本部長<br>兼東京営業本部長 | —              |
| <b>【社外監査役候補者とした理由】</b><br>福間 晋氏は、株式会社松尾工務店において専務取締役を現任され、経営者としての豊富な経験と高い見識を有することから、当社社外監査役として適任と判断し、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                |                |

- (注) 1. 監査役候補者福間 晋氏は、株式会社松尾工務店の専務取締役営業統括本部長兼東京営業本部長を兼務しており、当社は同社との間に建築工事等の取引関係があります。
2. 監査役候補者福間 晋氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数  
福間 晋氏は、新任の社外監査役候補者であります。
  - (2) 社外監査役候補者との責任限定契約  
福間 晋氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

以上

## (ご参考)

### 会社の概要 (2019年3月31日現在)

|      |                                                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商号   | 花月園観光株式会社                                                                                |
| 設立   | 1950年7月15日                                                                               |
| 資本金  | 8億8,330万円                                                                                |
| 従業員数 | 20名                                                                                      |
| 事業所  | 本社 (神奈川県横浜市)<br>サテライト石鳥谷 (岩手県花巻市)<br>サテライトかしま (福島県南相馬市)<br>サテライト横浜 (オートレース横浜を併設・神奈川県横浜市) |

### 株主メモ

|                     |                                                                                                                                                                             |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度                | 毎年4月1日から翌年3月31日まで                                                                                                                                                           |
| 基準日                 | 毎年3月31日<br>その他必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めます。                                                                                                                                |
| 定時株主総会              | 毎年6月開催                                                                                                                                                                      |
| 株主名簿管理人<br>特別口座管理機関 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号<br>三井住友信託銀行株式会社                                                                                                                                           |
| 郵便物送付先<br>及び照会先     | 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号<br>三井住友信託銀行株式会社 証券代行部<br>電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)                                                                                                |
| 公告の方法               | 電子公告により行います。<br>ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、神奈川新聞及び日本経済新聞に掲載いたします。<br>公告掲載URL ( <a href="http://www.kagetsuenkanko.co.jp">http://www.kagetsuenkanko.co.jp</a> ) |

#### 【住所変更、単元未満株式の買取等に関するお問い合わせ先】

証券会社に口座を開設されている株主様は、口座のある証券会社にお問い合わせください。なお、証券会社に口座がないため、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に特別口座が開設されました株主様は、上記の照会先をお願いいたします。



## 株主総会会場ご案内図

会場 横浜市中区日本大通11番地  
横浜情報文化センター 6階 情文ホール  
電話 045(664)3737(代表)



### 交通機関

- ◎みなとみらい線「日本大通り駅」
  - ③出口：情文センター口より0分
- ◎JR京浜東北線・横浜市営地下鉄「関内駅」  
より徒歩約10分
- ◎横浜市営バス「日本大通り駅県庁前」バス停より徒歩1分
  - ◆横浜駅東口バスターミナル(そごう横浜店1F)より
    - ②乗場：8・58系統  
乗車約15分
  - ◆桜木町駅バスターミナルより
    - ①乗場：20系統
    - ②乗場：8・58系統  
乗車約10分